

貸付利率

無利子~年利1.5%

生活福祉資金貸付制度

● 生活福祉資金貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

● この資金の申し込み対象となる家庭

1. 一定の所得額以下（概ね市町民税非課税程度）の家庭。
（生活保護を受給している家庭も申し込みできます。）
2. 身体障害、知的障害、精神障害があり、それぞれの手帳の交付を受けている方がいる家庭。
3. 65歳以上の、日常生活上療養又は介護を要する（要介護度1以上）高齢者がいる家庭。
（ただし、所得の制限がありますので、詳しくはあなたがお住まいの社会福祉協議会へご相談ください。）

● お申し込みが出来る貸付資金の名称

1. 総合支援資金
2. 福祉資金
3. 教育支援資金
4. 不動産担保型生活資金

詳しくは、あなたがお住まいの社会福祉協議会へおたずねください。

● お申し込みの際にご留意いただくこと。

1. 生活福祉資金は、担当する民生委員や社会福祉協議会が借入を希望されるご家族と関わりをもって活用いただく貸付資金です。

現在の世帯の状況を全てお聞かせください。お聞きした内容は、資金の必要性の判断以外に使うことはありませんし、他に知られることも一切ありません。

償還(返済)完了まで、社会福祉協議会や民生委員が関わります。

2. 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金の貸付が決定した借受人は、あらかじめ償還(返済)計画を作成していただき、契約に定める償還方法により償還期限までに償還(返済)していただきます。

3. 特に総合支援資金を申し込む場合は、求職活動や経済的な自立に向けた取組みについての自立計画書を作成・添付のうえ申請していただきます。

なお、借受世帯の自立のために長崎県社会福祉協議会と市町社会福祉協議会では、市町村自治体をはじめ公共職業安定所、法律の専門家等の関係機関と連携を図り、借受世帯が自立した生活を営むことを目的に支援していくこととなりますのでご承知いただく必要があります。

ご相談・お申し込みは、あなたがお住まいの社会福祉協議会へ

生活福祉資金貸付事業貸付事業 貸付条件等一覧表

資金の種類	内容	貸付限度額	償還期間
1 総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金		
(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 (貸付期間) 原則3ヶ月とし最大12月（延長は3ヶ月ごと3回）まで	二人以上世帯 月額200,000円以内 単身世帯 月額150,000円以内	据置期間経過後 10年以内
(2) 住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	
(3) 一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内	

*** 総合支援資金の貸付対象要件**

- ◎ 失業者等、日常生活全般に困難を抱えていて、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と、生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれ、次のいずれの条件にも該当する世帯であること。
 - ア 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
 - イ 借入申込者の本人確認が可能であること。
 - ウ 現に住居を有していること、又は「住宅手当緊急特別事業」における「住居確保給付金」の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
 - エ 県社協及び市町村社協等関係機関から貸し付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
 - オ 県社協が市町村社協等関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること。
 - カ 失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず生活費を賄うことができないこと。

*** 総合支援資金の貸付利率**

- ◎無利子（原則 連帯保証人1名）、連帯保証人を付けることが出来ない場合は年利 1.5%

2 福祉資金	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金		
(1) 福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用		据置期間経過後
	① 生業を営むために必要な経費	4,600,000円	10年以内
	② 技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	期間6月程度 1,300,000円	8年以内
		期間1年程度 2,200,000円	10年以内
		期間2年程度 4,000,000円	12年以内
		期間3年以内 5,800,000円	15年以内
	③ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	原則 2,500,000円	原則 7年以内
	④ 福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円	8年以内
	⑤ 障害者用自家用車の購入に必要な経費	2,500,000円	8年以内
	⑥ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	期間1年以下 1,700,000円	8年以内
		期間1年超 1年6月以内 2,300,000円	
	⑦ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	期間1年以下 1,700,000円	8年以内
		期間1年超 1年6月以内 2,300,000円	
	⑧ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費	原則 1,500,000円	原則 7年以内
	⑨ 冠婚葬祭に必要な経費	500,000円	3年以内
	⑩ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円	3年以内
	⑪ 就職、技能を習得等の支度に必要な経費	500,000円	3年以内
	⑫ その他、日常生活上一時的に必要な経費	500,000円	3年以内
	⑬ 生活復興支援資金 一時生活支援費	期間6月以内 月額200,000円以内	20年以内
	⑭ 生活復興支援資金 生活再建費	800,000円以内	
	⑮ 生活復興支援資金 住宅補修費	2,500,000円以内	
	○ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円	10年以内

* 福祉資金福祉費の内、上記③、⑧の貸付限度額について、個別の状況により県社協が必要と認める場合には5,800,000円とし、償還期間は15年以内とする。

*** 福祉資金福祉費の貸付利率**

- ◎無利子（原則 連帯保証人1名）、連帯保証人を付けることが出来ない場合は年利 1.5%

3 教育支援資金	低所得世帯対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金		
(1) 教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費	高等学校 月額35,000円以内 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 大学 月額65,000円以内	据置期間経過後 10年以内 または 15年以内 または 20年以内
(2) 就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の入学に際し必要な経費	500,000円以内	

* 教育支援資金の償還期間について、同一就学者の借入総額(生活福祉資金の他の借り入れ、他制度奨学金等を含む)に応じて償還期限を設定できる(総額270万円超：20年以内、総額180万円超：15年以内、左記以外：10年以内)。詳細は窓口社協に確認ください。

* 教育支援資金は無利子、連帯保証人原則1名。

4 不動産担保型生活資金	高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 ※貸付利率=年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方		
(1) 不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金	土地の評価額の7割 月額300,000円以内	据置期間終了時
(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金	土地・建物の評価額の7割 (集合住宅は5割) (月額)生活扶助額の1.5倍以内	

* 償還期限を超過した場合は、延滞元金につき年5.0%の延滞利子が課せられます。